

祉サービスの利用等に関する助言を行う。また、本人の希望に応じ、就労による社会復帰をフォローアップする。

- ・相談支援業務

矯正施設からの退所に備え、福祉サービスの利用に繋げるため等の相談を行う。また必要な場合は、法律面での相談にも応じる。

- ・関係諸機関との連携
- ・啓発活動

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・国3 / 4相当 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金対象事業

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	26,583	地域生活定着支援事業運営のための委託料
合計	26,583	

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

地域生活定着支援センターは、厚生労働省により平成21年7月から全都道府県への設置が進められ、現在全国47都道府県に設置済みである。

(2) 事業主体及びその妥当性

本事業を実施するにあたっては、

- ・社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれと同等に業務を行うことが可能であると認められる者を設置できること
- ・情報の秘匿性が高いことから公共性の高い事業者であること

が必要であることから、これらの要件を満たし、福祉の分野における十分な理解と経験を有する法人に委託することとしている。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

記入しない項目欄は斜線を引いてください。

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| <input type="checkbox"/> | 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止に資するとともに、安全・安心な社会を目指す。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (-)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R5)	達成率
① 刑法犯検挙者に占める再犯者の割合 (再犯者率)	-	40.8%	41.7%	41.7%	41.7%	102%
②	/	/	/	/	/	%

○指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等） <ul style="list-style-type: none"> ○コーディネート業務：令和2年度末実績 169件 矯正施設内での面接により福祉サービス等に係るニーズの確認等を行い、受け入れ先施設の斡旋、及び福祉サービスに係る申請支援等を行った。 ○啓発活動 市民講座や関係団体主催会議において、地域生活定着支援センターの概要説明等を実施
令和3年度	<p>令和5年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%</p>
令和4年度	<p>令和6年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 3	<p>高齢又は障がい等を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設の出所予定者等の地域生活への定着を支援することは、更生や犯罪の予防につながり、安全で安心な社会づくりに寄与するものであり、事業の必要性が高い。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価) 2	<p>令和2年度末までに実施したコーディネート業務は169件であり、うち67件は、矯正施設から退所し、アパート等の受入先に帰住等している。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価) 1	<p>事務の見直しにより、人件費・需用費・役務費等、事業にかかる経費の削減を図っている。</p>

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

○業務量の増大

平成 22 年 1 月の事業開始以降、関係機関とのネットワークを構築、岐阜保護観察所と協働し、対象者に対する支援を実施してきたところであるが、令和 3 年 10 月より、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者や被告人等で高齢又は障害などにより自立した生活を営むことが困難な方に対しての相談支援を開始したことにより、支援対象者が増加し、取り扱う業務量の増加が懸念される。

○支援対象者に対する業務内容の明確化

厚生労働省において、地域生活定着支援センターの支援対象者業務内容について明確な基準が定められていないため、どこまでを業務として行うかの判断が困難。

○受入先の確保

矯正施設出所者であることから、受入先の確保が困難な場合が多い。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

今後、安全・安心なまちづくりを着実に推進していくためには必要な事業であり、また、地域生活定着支援センターが全都道府県に設置され、相互の連携が必要とされることから、今後も継続して実施する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	